

## 複数校合同チームによる大会への参加についての考え方

運動部活動部員数の減少が深刻な状況にある学校が増加したこともあり、全国的に複数校合同での部活動が進められている。

複数校合同チームによる大会参加についての社会的要請があることを受け、部活動活性化のために本連盟が平成14年3月に認めた団体競技種目における複数校合同チームによる大会参加は、あくまで部活動にひたむきに取り組んでいる生徒に発表の場を提供するための教育的配慮に基づくものである。

したがって、各学校の部活動運営にあたっては上記の趣旨を踏まえ、創意工夫を凝らして部員数の確保に努めるとともに可能な限り学校単位での大会参加が出来るよう努力するべきものとする。

これらの考え方に基づいて、複数校合同チームによる大会参加については以下のように取り扱うこととした。

### 1. 部員不足に伴う複数校合同チームの大会参加について

- (1) 全国高等学校総合体育大会は学校対抗制を原則としている。したがって、各学校を単位として大会に参加することが要件となるため、部員不足に伴う合同チームの参加は認めない。
- (2) 各都道府県高体連及び専門部においては、各都道府県の大会等の参加に関する基準等を検討し、実施可能な専門部から合同チームが成果を発表できる場を設けるよう努力する。その際、合同チームの編成が勝利至上主義的発想で行われることのないよう十分留意する。

### 2. 学校の統廃合（設置者による学校の廃止及び廃止を伴う複数の学校の統合で、募集停止を伴うものをいう、以下同じ）に伴う複数校合同チームの大会参加について

- (1) 学校の統廃合は行政を含む設置者の都合によるものであるため、当該校に在籍する生徒の活動を保障するために、統廃合完了前の2年間に限り合同チームを組んで全国高等学校総合体育大会に参加することを認める。
- (2) 統廃合の予定があっても合同チームを編成せず、単独チームで出場することもできる。これについては学校毎ではなく、部活動毎に取り扱うものとする。
- (3) 同一競技において、選手が単独チームと合同チームの両方から大会に出場することはできない。

平成14年3月9日より施行

平成19年3月3日 改正

平成25年5月21日 一部改正「募集停止を伴うもの」追記

## 合同チームによる大会参加についての基本的な考え方

近年、少子化の進行とともに、学校においては部活動の部員不足が一部に生じております。

このため、競技大会への参加をあきらめざるをえない状況にあります。

このような状況の中で、隣校同士による合同チームを結成し、大会への参加を模索する傾向があります。

このことについて、本連盟として教育的配慮のもと、下記の基本的な考え方を定めた。

### 記

#### ☆ 基本的な考え方

- 1 合同チームについては、団体競技（個人種目がある競技は除く）のみとする。
- 2 合同チームを編成できるのは、単独での大会参加が困難な学校で、原則として隣校同士とする。
- 3 合同チームとして編成する学校は、原則として2校とする。
- 4 合同チームを編成する各学校長の承認があること。
- 5 合同チームによる練習が、各校1名以上の引率のもとに、計画的・継続的に実施できること。
- 6 合同チームは、上位大会への出場権及び、次大会のシード権はないものとする。